

山梨県公害防止条例施行規則新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指定工場）</p> <p>第二条 条例第二条第四項の規則で定める工場又は事業場は、別表第一に掲げる工場又は事業場とする。</p> <p>（特定施設）</p> <p>第三条 条例第二条第五項の規則で定める施設は、別表第二に掲げる施設とする。</p> <p>（特定建設作業）</p> <p>第四条 条例第二条第七項の規則で定める作業は、別表第三に掲げる作業とする。</p> <p>（ばい煙に係る有害物質）</p> <p>第五条 条例第二条第八項第三号の規則で定める物質は、次に掲げ</p>	<p>山梨県公害防止条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、山梨県公害防止条例（昭和五十年山梨県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指定工場）</p> <p>第二条 条例第二条第三項の規則で定める工場又は事業場は、別表第一に掲げる工場又は事業場とする。</p> <p>（特定施設）</p> <p>第三条 条例第二条第四項の規則で定める施設は、別表第二に掲げる施設とする。</p> <p>（特定建設作業）</p> <p>第四条 条例第二条第六項の規則で定める作業は、別表第三に掲げる作業とする。</p> <p>（ばい煙に係る有害物質）</p> <p>第五条 条例第二条第七項第三号の規則で定める物質は、次に掲げ</p>

る物質とする。

一 五 略

(汚水に係る有害物質)

第六条 条例第二条第十項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 二十六 略

(水素イオン濃度等の項目)

第七条 条例第二条第十項第二号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

一 十一 略

(屋外における燃焼行為の禁止の適用除外)

第二十九条 条例第四十二条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 着火用として油を燃焼させる場合

二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧を行う場合において油を燃焼させるとき

三 防災訓練においてゴム、合成樹脂又は油を燃焼させる場合

(地下浸透に係る有害物質等)

る物質とする。

一 五 略

(汚水に係る有害物質)

第六条 条例第二条第九項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 二十六 略

(水素イオン濃度等の項目)

第七条 条例第二条第九項第二号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

一 十一 略

(燃焼行為の制限物質)

第二十九条 条例第四十二条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 ゴム

二 ピツチ

三 廃油

四 皮革

五 合成樹脂

六 動物の死体及び魚腸骨

(地下浸透の禁止物質)

第三十条 条例第四十三条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 二十二三 略

二十四 フェノール類

二十五 二十七 略

二十八 ダイオキシン類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、同項に規定する有害物質のうちから当該各号に定める有害物質を除く。

一 農薬を使用する場合 前項第一号から第二十七号までに掲げる有害物質

二 肥料を適正に施用する場合 前項第二十六号及び第二十七号に掲げる有害物質

三 生活排水又は家畜排せつ物に係る水又は廃液を地下に浸透させる場合 前項第二十七号に掲げる有害物質

3 条例第四十三条の規則で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める有害物質による地下に浸透する水又は廃液の汚染状態を検定した場合において、別表第六の中欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表下欄に定める値以上の有害物質のいずれかが検出されることとする。

一 条例第四十三条第一号に該当する者 第一項第一号から第二十七号までに掲げる有害物質

二 条例第四十三条第二号に該当する者 第一項第二十八号に掲げる有害物質

第三十条 条例第四十三条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 二十二三 略

二十四 フェノール類

二十五 二十七 略

(拡声機の使用の制限区域等)

第三十一条 略

2 略

3 条例第四十四条第三項の規則で定める事項は、別表第七に掲げる事項とする。

(深夜における騒音の禁止に係る営業等)

第三十二条 略

2 条例第四十五条の規則で定める基準は、別表第八のとおりとする。

(サーチライト等の使用禁止の適用除外)

第三十三条 条例第五十一条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一時的な催しにおいて使用する場合

二 災害又は事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときに使用する場合

三 官公庁又は教育機関において試験又は研究のために使用する場合

四 法令の規定に基づき使用する場合

(駐車時の原動機の停止義務の適用除外)

第三十四条 条例第五十四条第一項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保冷貨物自動車、クレーン自動車その他特殊の用途にのみ用

(拡声機の使用の制限区域等)

第三十一条 略

2 略

3 条例第四十四条第三項の規則で定める事項は、別表第六に掲げる事項とする。

(深夜における騒音の禁止に係る営業等)

第三十二条 略

2 条例第四十五条の規則で定める基準は、別表第七のとおりとする。

いられる自動車に装備される特別な装置を、自動車の原動機を動力として使用する場合

二 自動車の運行の開始前の視野の確保その他の自動車の運行上の支障を防止する目的のために原動機を稼働させる場合

三 その他原動機を停止しないことがやむを得ないと認められる場合

(環境情報の周知に関する自動車の要件等)

第三十五条 条例第五十五条の規則で定める自動車は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪の小型自動車及び軽自動車を除く。)であつて、過去に同法第五十八条第一項の規定による自動車検査証の交付を受けていないものとする。

2 条例第五十五条の規則で定める環境への負荷に関する項目は、次に掲げる項目とする。

一 窒素酸化物

二 一酸化炭素

三 炭化水素

四 粒子状物質(軽油を燃料とする自動車に限る。)

五 ホルムアルデヒド(メタノールを燃料とする自動車に限る。)

六 加速走行騒音(騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十六条第一項に規定する自動車騒音の大きさの許容限度に係る加速走行騒音をいう。)

(多量排出事業者)

第三十六条 条例第六十二条第一項の規則で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が五百トン以上千トン未満である事業場を設置している事業者とする。

(産業廃棄物処理計画)

第三十七条 条例第六十二条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。
- 二 次に掲げる事項を定めること。
 - イ 計画期間
 - ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - ニ 産業廃棄物の分別に関する事項
 - ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項
- 三 産業廃棄物処理計画書(第十五号様式)を添付すること。
- 四 当該年度の六月三十日までに提出すること。

(実施の状況の報告)

第三十八条 条例第六十二条第二項の規定による報告は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書(第十六号様式)により翌年度の六月三十日までにしなければならない。

(計画及び実施の状況の公表)

第三十九条 条例第六十二条第三項の規定による公表は、同条第一項の計画及び同条第二項の規定による報告の内容を一年間公衆の縦覧に供することにより行ふものとする。

(身分証明書の様式)

第四十条 条例第六十四条第二項の身分を示す証明書の様式は、[第十七号様式](#)とする。

(調査の請求)

第四十一条 条例第六十五条の規定による調査の請求(以下「請求」という。)は、公害調査請求書([第十八号様式](#))によつてしなければならない。

(申請書等の提出部数)

第四十二条 条例の規定による申請、届出、提出、報告又は請求は、申請書、届出書、計画書、報告書又は請求書(添付書類を含む)の正本に、その写し二通を添えてしなければならない。

別表第二(第三条関係) 特定施設

略

備考

1・2 略

3 この表に掲げる騒音に係る特定施設が騒音規制法

第三条第一項の規定により指定され

(身分証明書の様式)

第三十三条 条例第五十条第二項の身分を示す証明書の様式は、[第十五号様式](#)とする。

(調査の請求)

第三十四条 条例第五十一条の規定による調査の請求(以下「請求」という。)は、公害調査請求書([第十六号様式](#))によつてなければならない。

(申請書等の提出部数)

第三十五条 条例の規定による申請、届出又は請求は、申請書、届出書又は請求書(添付書類を含む)の正本に、その写し二通を添えてなければならない。

別表第二(第三条関係) 特定施設

略

備考

1・2 略

3 この表に掲げる騒音に係る特定施設が騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定により指定され

た地域外に設置されるものである場合にあつては、この表は適用しない。

別表第六（第三十条関係）有害物質の地下浸透の禁止に係る要件

項	有害物質の種類	要件
一	カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇一ミリグラム
二	シアン化合物	一リットルにつきシアン〇・一ミリグラム
三	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	一リットルにつき〇・一ミリグラム
四	鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇〇五ミリグラム
五	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇四ミリグラム
六	砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇〇〇

た地域外に設置されるものである場合にあつては、この表は適用しない。

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	
一・二 ジクロロエタ ン	四塩化炭素	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ポリ塩化ビフェニル	アルキル水銀化合物	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	
一リットルにつき〇・〇〇〇四 ミリグラム	一リットルにつき〇・〇〇〇二 ミリグラム	一リットルにつき〇・〇〇二ミ リグラム	一リットルにつき〇・〇〇〇五 ミリグラム	一リットルにつき〇・〇〇二ミ リグラム	一リットルにつき〇・〇〇〇五 ミリグラム	一リットルにつきアルキル水銀 〇・〇〇〇五ミリグラム	一リットルにつき水銀〇・〇〇 〇五ミリグラム	五ミリグラム

二二	シマジン	チウラム	ペン 一・三 ジクロロプロ	ロエタン 一・一・二 トリクロ	ロエタン 一・一・一 トリクロ	シス 一・二 ジクロ ロエチレン	一・一 ジクロロエチ レン
二二	チオベンカルブ	シマジン	ペン 一・三 ジクロロプロ	ロエタン 一・一・二 トリクロ	ロエタン 一・一・一 トリクロ	シス 一・二 ジクロ ロエチレン	一・一 ジクロロエチ レン
二〇	チウラム	シマジン	ペン 一・三 ジクロロプロ	ロエタン 一・一・二 トリクロ	ロエタン 一・一・一 トリクロ	シス 一・二 ジクロ ロエチレン	一・一 ジクロロエチ レン
一九	ペン	ペン 一・三 ジクロロプロ	ペン 一・三 ジクロロプロ	ペン 一・一・二 トリクロ	ペン 一・一・一 トリクロ	ペン 一・二 ジクロ	一・一 ジクロロエチ レン
一八	ロエタン	ロエタン 一・一・二 トリクロ	ロエタン 一・一・二 トリクロ	ロエタン 一・一・二 トリクロ	ロエタン 一・一・一 トリクロ	ロエタン 一・二 ジクロ	一・一 ジクロロエチ レン
一七	ロエタン	ロエタン 一・一・一 トリクロ	ロエタン 一・一・二 トリクロ	ロエタン 一・一・二 トリクロ	ロエタン 一・一・一 トリクロ	ロエタン 一・二 ジクロ	一・一 ジクロロエチ レン
一六	シス 一・二 ジクロ ロエチレン	シス 一・二 ジクロ ロエチレン	シス 一・二 ジクロ ロエチレン	シス 一・一・二 トリクロ	シス 一・一・一 トリクロ	シス 一・二 ジクロ	一・一 ジクロロエチ レン
一五	一・一 ジクロロエチ レン	一・一 ジクロロエチ レン	一・一 ジクロロエチ レン	一・一・二 トリクロ	一・一・一 トリクロ	一・二 ジクロ	一・一 ジクロロエチ レン
	リグラム	リグラム	リグラム	リグラム	リグラム	リグラム	リグラム
	一リットルにつき 〇・〇〇二三	一リットルにつき 〇・〇〇三	一リットルにつき 〇・〇〇六	一リットルにつき 〇・〇〇六	一リットルにつき 〇・〇〇五	一リットルにつき 〇・〇〇四	一リットルにつき 〇・〇〇三

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三
ダイオキシン類	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	ほう素及びその化合物	ふつ素及びその化合物	フェノール類	セレン及びその化合物	ベンゼン
一リットルにつき〇・一ピコグ	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては一リットルにつきアンモニア性窒素〇・七ミリグラム、亜硝酸化合物にあつては一リットルにつき亜硝酸性窒素〇・二ミリグラム、硝酸化合物にあつては一リットルにつき硝酸性窒素〇・二ミリグラム	一リットルにつきほう素〇・二ミリグラム	一リットルにつきふつ素〇・二ミリグラム	一リットルにつき〇・〇〇五ミリグラム	一リットルにつきセレン〇・〇二ミリグラム	一リットルにつき〇・〇〇一ミリグラム

備考

この表の数値は、次の各号に掲げる有害物質の区分に応じ、当該各号に定める値によるものとする。

- 一 一の項から二四の項まで及び二六の項から二八の項までに掲げる有害物質 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第六条の二に規定する方法により検定した場合における検出値
- 二 二五の項に掲げる有害物質 府令第二条に規定する方法により検定した場合における検出値
- 三 二九の項に掲げる有害物質 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第二条第一項第二号に規定する方法により測定されるダイオキシン類の量を、同規則第三条第一項の例により二・三・七・八四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性に換算した量

別表第七（第三十一条関係）拡声機の使用方法及び音量に関する遵

守事項

略

別表第八（第三十二条関係）深夜騒音に係る規制基準

略

別表第六（第三十一条関係）拡声機の使用方法及び音量に関する遵

守事項

略

別表第七（第三十二条関係）深夜騒音に係る規制基準

略

(様式は別紙)

(様式は別紙)

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則
（第一條新旧対照表）

新	旧
<p>（規則で定める法令） 第六條 条例第六條第一項第四号に規定する規則で定める法令は、次に掲げるとおりとする。 一 十九 略 二十 山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十二号） 二十一 略</p>	<p>（規則で定める法令） 第六條 条例第六條第一項第四号に規定する規則で定める法令は、次に掲げるとおりとする。 一 十九 略 二十 山梨県公害防止条例 <small>（昭和五十年山梨県条例第十二号）</small> 二十一 略</p>